

令和6年度以降における国民健康保険税率等の改定について

1 協議事項

- (1) 賦課方式を4方式から2方式へ移行してよろしいか
- (2) 保険税率等の改定を実施してよろしいか

税率改定等スケジュール（案）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
県	第2期 運営方針			第3期 運営方針		赤字の解消	保険税の準統一 賦課方式を 2方式で統一
前回		税率等の改定①			税率等の改定② 2方式に移行		準統一の税率
今回		税率等の改定①		税率等の改定② 2方式に移行 赤字解消計画策定		税率等の改定③ 赤字の解消	準統一の税率

2 税率改定の趣旨

国民健康保険は、平成30年度から都道府県化され、県が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っています。

市は、県が設定した標準保険税率を参考に保険税率を設定し、国民健康保険制度を運営していますが、年々被保険者数が減少傾向にあり、それに伴い保険税収入が減収している状況です。

その一方で、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人あたりの医療費は年々増加傾向にあり、既に歳入と歳出のバランスが崩れている状況であり、今後さらに国民健康保険制度の安定的な運営が難しくなる恐れがあります。

県では、令和2年12月に県内自治体で異なる保険税率水準を統一する目標を掲げた『埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)』を策定しました。

この方針では、国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、原則として同じ世帯構成、所得であれば県内のどの市町村でも同じ保険税となることを目標としており、令和9年度から県内の保険税率について、各市町村の収納率格差を除き統一し、また、賦課方式を2方式とすることを掲げています。

3 当市の現況

- (1) 当市の事業費納付金について

県から示される事業費納付金の額については、年度によって大きく上下変動しており、令和3年度、令和4年度と連続して増額となりました。

令和5年度に減少しましたが、これは国民健康保険の被保険者数が減少しているためで、被保険者一人当たり保険税必要額で見ると増加が継続しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 納付金	4,138,282,720円	3,754,448,071円	3,964,028,552円	4,108,447,498円	4,059,889,402円
一人当たり 保険税必要額	105,589円	101,021円	106,527円	116,387円	119,532円
前年度 対比額	+9,988,394円	△383,834,649円	+209,580,481円	+144,418,946円	△48,558,096円
一人当たり 保険税必要額	+4,744円	△4,568円	+5,506円	+9,860円	+3,145円

(2) 当市の保険税率について

埼玉県が示す当市の標準保険税率と、当市の保険税率で算定した際の差額は下表のとおりであり、現在の保険税率では歳入に不足額が生じていることが、赤字の主な要因となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
標準保険税率に 対する不足額	約2億9,300万円	約1億3,500万円	約2億9,900万円	約3億6,700万円	約4億6,300万円
前年度対比額	+1億1,800万円	△1億5,800万円	+1億6,400万円	+6,800万円	+9,600万円

税率改定実施

令和5年度における当市の国民健康保険税率と県が示す標準保険税率

		医療分・支援分・介護分 合計			
		所得割	資産割	均等割	平等割
入間市の保険税率	4方式	11.40%	10.00%	43,000円	3,000円
標準保険税率	2方式	11.72%	—	73,204円	—

(3) 当市の国保財政調整基金について

これまで、財政調整基金からの繰入金により不足額を補ってきましたが、令和4年度に積立額のほぼ全額を取り崩しているため、今後は基金からの繰入金を充てることができない状況となりました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
年度当初基金残高	482,563,136円	457,804,468円	507,593,849円	258,802,375円	69,833円
年度中の積立額	385,580,332円	179,614,381円	16,108,526円	69,458円	1,000円
// 取崩額 (国保特会基金繰入額)	410,339,000円	129,825,000円	264,900,000円	258,802,000円	1,000円
年度末基金残高	457,804,468円	507,593,849円	258,802,375円	69,833円	69,833円

(4) 当市の法定外繰入金について

財政調整基金を最大限活用することで、令和2年度から法定外繰入金を繰り入れずに国保運営を行ってまいりましたが、令和5年度は基金からの繰入金を充てることができなくなりましたので、繰り入れざるを得ない状況となりました。

法定外繰入金は、保険給付と保険税負担の関係性が不明瞭になることや、国保の被保険者以外の市民からも納められた税金を充当していることになるため、国保の被保険者以外の市民からの理解を得られることが難しく、また、多額の繰入金是一般会計を圧迫することにもつながることから、国や県では解消すべき赤字としており、令和8年度までに解消することとしております。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
法定外繰入金繰入額	13,438,153円	0円	0円	0円	467,610,000円

4 国保広域化の方針

『埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）』における税率等の改定に関連する主な方針

- (1) 赤字(法定外繰入金) … 令和8年度までに赤字(法定外繰入金)を解消する段階的な削減・解消の目標を設定する。
- (2) 保険税水準の統一 … 令和9年度までに収納率格差以外の項目を統一(準統一)する。
- (3) 賦課方式を4方式から2方式に … 令和9年度までに県内全ての市町村で資産割・平等割をなくして所得割・均等割による2方式とする。

【4方式から2方式へ変更する主な理由】

(1) 資産割の廃止

- ① 利益を生まない居住用の資産にも課税されている。
- ② 資産割は、固定資産税に応じて課税されるため、二重課税との捉え方が強い。
- ③ 市外に所有する固定資産は資産割の算定対象ではないため、被保険者に不公平感が生じる。
- ④ 他の保険制度(被用者保険、後期高齢者医療、介護保険)には資産割がない。

(2) 平等割の廃止

- ① 一人世帯の低所得の高齢者が増加している現状とかけ離れており、一人世帯への負担感が強い。
- ② 世帯構成人数が減少する中、世帯の人数に関係なく平等割に係るなど不公平感があり、均等割との違いの意義が薄れてきている。

当市における2方式への移行への取組状況

年 度	医 療 分			
	所得割	資産割	均等割	平等割
平成20年度～平成26年度	5.5%	40.0%	8,000円	12,000円
平成27年度～平成29年度	6.9%	20.0%	15,000円	6,000円
平成30年度～	7.4%	10.0%	20,000円	3,000円
2方式(最終形)	標準保険税率	廃止	標準保険税率	廃止

※ 令和4年度の税率改定の際は、医療分の税率は改定していない。

※ 支援分、介護分については、資産割や平等割はなく2方式となっている。